平成２４年（フ）第２６４６号
札幌市白石区本通９丁目南４番３号　サニープレイス405号
債務者　坂爪　伸治
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６５１号
札幌市南区藤野４条５丁目２番１―402号
債務者　長谷川麻由
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６６６号
札幌市白石区菊水７条２丁目２番34―203号
債務者　石井早百合
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０２号
群馬県伊勢崎市境新栄16番地９　グリーンメゾン101
債務者　高橋　公明（旧姓浅田）
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１９号
群馬県前橋市端気町339番地46
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３２号
群馬県前橋市昭和町１丁目18番６号　コーベイル303、住民票上の住所群馬県前橋市昭和町３丁目12番15号
債務者　桑原　裕子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３６号
群馬県渋川市北橘町八崎1228番地
債務者　堀口　正行
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４８号
群馬県前橋市富士見町原之郷2150番地３
債務者　小川　友久
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４９号
群馬県前橋市富士見町原之郷2150番地３
債務者　内山久美子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９４号
群馬県藤岡市立石1431番地１　ハイツ立石Ａ―105
債務者　山本　一哉
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４０８号
静岡県三島市芙蓉台３丁目14番地の20
債務者　佐藤　哲朗
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
静岡県沼津市下香貫清水2150番地の１　サンガーデン清水202
債務者　田中　眞里
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４２１号
静岡県熱海市青葉町19番12号
債務者　梅村　照子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４２７号
静岡県沼津市大岡3753番地の４
債務者　藤原　公彦
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４５２号
静岡県沼津市東椎路1218番地の１、前住所静岡県沼津市東椎路1244番地の１
債務者　伊野喜久治こと　佐野喜久治
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３３号
京都市右京区太秦袴田町10番地　ロイヤルハイツ袴田204号
債務者　桑畑　　太
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３９号
京都市伏見区讃岐町155番地　ランスロット桃山409
債務者　ＲＵＳＴＹＮＡＩＬこと三浦裕之こと　上野裕之こと　上野　裕美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５４号
京都市右京区京北周山町百ノ角７番地の７
債務者　平元紀代美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係